

福井県人権施策推進審議会 議事録

- 1 開催日時 令和6年8月23日(金) 13:30~15:00
- 2 開催場所 アオッサ7階 706・707会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員8名
加藤会長(議長)、齋藤委員、歸山委員、辻委員、荒木委員、間宮委員、岩崎委員
 - (2) 事務局
健康福祉副部長、福井県人権施策推進本部幹事(16名)、地域福祉課
- 4 審議の主な内容
 - (1) 福井県人権施策基本方針の見直しについて
 - ・事務局説明

〈以下、(1)福井県人権施策基本方針の見直しについての議事録〉

【委員】

- ・資料の10頁、最高裁の判例を要約して引用している。「憲法14条と個人の尊厳を保障する法律13条に反する」と書かれているが、「個人の尊厳を保障する憲法13条」ではないか。

(事務局)

- ・ご指摘のとおり。

【委員】

- ・37頁、コロナ禍においてインターネットモニタリングはどのように実施したのか。

(事務局)

- ・従来は県職員が時間を見てインターネット上に誹謗中傷がないかを調査していた。
- ・令和2年度からは外部に調査を委託しており、その報告を県にいただいている。現在も外部に委託する形で調査している。具体的には、誹謗中傷にあた

る文言を指定して調査をしている。

【委員】

- ・インターネットモニタリングについて、誹謗中傷が明らかになったときにどのように対応しているのか。

(事務局)

- ・ご本人様から誹謗中傷があったと申し出があったときに、人権センターの相談窓口で、その事実確認をしていた。

【委員】

- ・事実確認がされたあとはどうしていたか。

(事務局)

- ・まず専門事業者に委託して問題のある投稿を県で保管している。
- ・それについて、県民の方から問い合わせがあった場合に、お知らせをしている。実際、ネットの情報だけでは誹謗中傷がこういった形でおきたのか分からない。そのため、県が把握した段階では、該当者も特定できないこともあり、お知らせする形はとっていなかった。問い合わせを受けてお知らせをするという形で、それを受けてご本人様がどうするかというところ。
- ・最終的にプロバイダへ削除依頼をすることになるが、その際に専門事業者が相談にのる体制を取っている。

【委員】

- ・つまり、削除するかはプロバイダが決定し、モニタリングでは誹謗中傷があるかを調べる手伝いをしているという形か。

(事務局)

- ・はい。

【委員】

- ・23頁、主な施策の概要の上から6行目、「いろいろな職種の方との連携に努める」とあるが、そこに民生委員が入っている。民生委員が非常に足りないと聞いているが、実際、住民何人当たりにも1人いるのか。また、増やす施策はあるのか。

(事務局)

- ・民生委員は県全体で1,800人程いる。定員は下回ってはいるものの、97%ほどはいるということになる。
- ・人口で計算すると、1人の民生委員が150世帯ほどを網羅する形になる。
- ・実際、全員が見守りを必要としているわけではないため、1人の民生委員が10~20世帯ほどの見守りしていることになる。

【委員】

- ・そうすると、1つか2つの町内につき1人いることになるか。

(事務局)

- ・だいたい、2つか3つの町内に1人である。

【委員】

- ・2町内に1人いるなら十分な気がする。

(事務局)

- ・今後、民生委員を増やしていく施策については、活動費が年間6万円ほどと十分ではないので、国へ額を引き上げてもらうよう要望を出している。
- ・また、仕事をしながら民生委員をされている人もいるので、その負担を軽減するために、コールセンターの設置や、地域のネットワークでカバーするなどして試行錯誤している。

【委員】

- ・連携に努めるということは、県が主体となって関係機関に対し研修を実施するという意味合いか。

(事務局)

- ・研修について、実際には委託をしているが、県が主催するものである。

【委員】

- ・民生委員は知っていたが、人権擁護委員がいることを今回初めて知った。
- ・せっかくボランティアの精神で活動している人がいるなら、横つながりでの密な連携を取る必要がある。
- ・県が主体となって、関係機関と連携を取れるような機会をつくっていただけるとありがたい。

(事務局)

- ・これまでは、それぞれの守備範囲のなかで地域単位での見守りかつ相談などの支援体制をつくっていた。
- ・一方で、高齢者の単身世帯だとか、引きこもりだとか、制度の枠から外れてしまい、見守りの対象となったとしても、その後のケアにつながりにくい現状がある。
- ・これからの課題としては、地域全体をどう見守るか、また、複合化・複雑化している問題を手当できる体制をどうつくっていくかである。
- ・現在、市町単位で重層的な支援体制を作るということで、さまざまなタイプの問題に対して、それぞれの専門家が連携して対応できるような体制づくりを進めている。
- ・これからの1つの大きなテーマとして実のある連携を考えている。
- ・民生委員・人権擁護委員はそれぞれの地域の中での見守りということでご活躍いただいている。
- ・しかし、広い範囲でなおかつ様々なタイプの問題に手を差し伸べることは難しい状況である。
- ・どのような形で見守るのか、見守りを目的として見守ることだけがすべてなのか、何かのついでに見守る「ながら見守り」の体制が確固たる形としてできないかというのを現在課題として考えている。
- ・本日いただくご意見を元に体制を考えていきたい。

【委員】

- ・包括的に連携の体制をつくっていくということで、これから取り組んでいただけるようお願いしたい。

【委員】

- ・17頁、性的マイノリティについて、(イ)性別違和の箇所であるが、下から3行目にある「性別違和(心の性)」ではなく「性自認(心の性)」のほうがよいと考える。
- ・また、その下の「性自認別違和」を「性別違和」に修正するほうが良い。
- ・18頁の3行目「これら、性別違和に悩みをもつ」とあるが、「性別違和という悩みをもつ」もしくは「性別違和のある当事者は」というように変更した方が良い。
- ・その下のところで、「また、パートナーシップ宣誓制度を導入する自治体も増加しており、社会制度の面でも、少しずつですが進展が見られます。」と

あるが、県でも昨年導入しているため、県での導入や県内の自治体の導入状況など加えると良い。

- ・ 37頁のLGBTに対する体制についての下から3行目、「パートナーシップ宣誓制度を導入するとともに」とあるが、すでに導入されているため、「実施するとともに」などに変更すると良い。

(事務局)

- ・ パートナーシップ宣誓制度については昨年から導入しているため、実施しているということを明確にするよう改める。
- ・ その他の書き方についても修正する。

(2) 福井県人権施策実施状況について

- ・ 事務局説明

〈以下、(2)福井県人権施策実施状況についての議事録〉

【委員】

- ・ 9頁の116番について、こども家庭ソーシャルワーカーというのはどのような資格認定なのか。

(事務局)

- ・ 児童福祉法改正により、新しくできた認定資格である。研修を受けた後、試験を受けて合格という形である。
- ・ 今年からスタートしたもののため、これから研修を受けて年度末に試験を受け、福井県でもソーシャルワーカーが誕生するという流れである。

【委員】

- ・ 今年は何人誕生するのか。

(事務局)

- ・ およそ20人弱と考えている。

【委員】

- ・ 人権施策基本方針は福井県における人権宣言のようなものと考えている。
- ・ いま、人権施策の実施状況を見たところ、例えば「女性」というところで、結婚・婚活を支援するようなことを行っているが、人権施策基本方針では、女性

の結婚・婚活について触れられていない。

- ・人権施策基本方針と人権施策の実施の内容に齟齬があると考ええる。
- ・結婚支援と女性の人権がどのような関わりがあるのか。
- ・福井県の人権について、なにを人権ととらえて施策を実施しているのか。

【委員】

- ・それぞれの事業がどのような意味で人権施策となっているかということか。

(事務局)

- ・この基本方針は人権尊重の社会づくり条例に基づいてつくられたものである。
- ・条例では具体的な施策を記述することは、時代によって要請も変わるため難しい。
- ・時代に合わせて適切に具体化したものを記述しているのが人権施策基本方針でありその時々にあわせて修正を行っている。
- ・人権と施策との関連は多少齟齬があるように思われるところもある。
- ・各課の事業を把握するために記載しているところもある。

(事務局)

- ・事業の実施状況について、人権に関する部分を含む事業について幅広く記載している。
- ・結婚については、結婚する際にいろいろな人権・差別問題が生じる場合があるため、結婚を応援するにあたって差別に配慮しながら事業を進めていくことが行政の役割と考えている。

【委員】

- ・婚活事業のなかでも、人権的な差別がないよう配慮して施策を進めているということか。

(事務局)

- ・地域福祉課の人権室では、各分野において差別がないように進めている。

【委員】

- ・かなりたくさんの事業が挙げられており、人権とのつながりがわかりにくいという事もあるので、今後は重要なものに絞って提示していただけるとありがたい。

(事務局)

- ・人権に関わりが深いものを抽出して提示するように検討する。

【委員】

- ・9頁の115番にある意見表明等支援員の配置・こどもの権利擁護機関の整備とあるが、具体的にはどのような形で実施するのか。

(事務局)

- ・児童福祉法改正による対応になる。
- ・児童養護施設に入っているこどもや、一時保護されているこどもについて、まずこどもの意見を聞くということと、こどもが意見を表明しやすいよう支援することが法定化された。
- ・これから、意見表明支援員を要請して指定することになる。
- ・審議会に新たに部会を作る予定であり、子供たちが表明した意見を申し立て、調査をし、必要に応じて行政や施設が対応を改善するという体制を整えていく準備をしている。

【委員】

- ・11頁の高齢者について、国の方針で後見制度の利用促進であるとか、中核機関をつかって相談や支援するという制度があるが、県も役割があったはずである。それに関する施策がどれに該当するのか。

(事務局)

- ・12番の高齢者等権利擁護推進だとか、高齢者に関する相談窓口の設置というところである。
- ・後見制度については、県として研修や関係機関の協議会を設けている。
- ・難しい場合には、社会福祉士や弁護士による対応を事業として行っている。

【委員】

- ・後見制度についても、高齢者等権利擁護推進事業のなかで対応しているということか。

【委員】

- ・それは個別の高齢者の相談に対応するということだと思うが、もっと広く後見制度に対する周知や取組をするということが県の役割としてあるはず。明確にこれと合致するような施策が見当たらない。

(事務局)

- ・後見制度に関して、各市町に対して研修や士業の方のバックアップをしている。
- ・掲載が〇〇事業という形のもの抽出となっており、研修やバックアップは通常の事務のなかでおこなっていたものである。そのため、今回の表からは漏れていると思われる。
- ・こちらに関しては改めて見直す。

【委員】

- ・嶺北は形がつくられているが、嶺南は各市町に任されている状態である。
- ・もっと県が支援してくれるとありがたい。

(事務局)

- ・嶺南は中核機関ができたが、中核機関でも難しい事例もあるため、その際に社会福祉士や弁護士がアドバイスするという形を県社協に委託して実施している。

【委員】

- ・4頁に新規事業で、困難な問題を抱える若年女性等支援事業があるが、基本方針の23頁、24頁のところで、新しく女性支援計画を作るにあたって、どのような点に1番力を入れて実施しようとしているのか。
- ・4頁の79番に女性相談員費が挙がっており、女性支援計画では女性相談支援員が核になる重要な役割を果たしている。
- ・相談の内容は、DVに関することが多い。DVに関する相談は、やっとの思いで相談に来る方がいて、少しでも対応を間違えるとその後あきらめてしまうケースがあり、専門性が必要になってくるものである。
- ・また、相談がうまくいくとDV加害者の攻撃の標的になる可能性も非常に高いため、リスクが高く、責任の重い仕事である
- ・女性相談支援員は全国的に非常勤であることが多いが、非常勤では難しいため、可能であれば常勤でご検討いただきたい。
- ・国でも女性相談支援員活動強化事業があり、補助率は、国半分、県と市町村が半分である。そこでは、経験年数による加算や役職に応じた加算、期末・勤勉手当などが加算される仕組みになっているため、簡単に常勤にはできないのであれば、非常勤でもこのような国の事業を利用して処遇改善を検討していただきたい。

(事務局)

- ・担当課としては、賃金をできるだけ挙げてもらえるよう人事当局に働きかけをしたいと思う。
- ・会計年度職員が女性相談支援員として各健康福祉センターで対応している。
- ・内容的にリスクの高い難しい事案については、県職員のいる女性相談支援センターに相談しながら対応しており、県として体制はとれていると考えている。

【委員】

- ・女性相談支援センターの立ち上げに力を入れているという認識でよろしいか。

(事務局)

- ・もともと光陽にあったものと比べると環境が非常に良くなっている。入所している方も安心して過ごせる施設になったと考えている。
- ・新規では、困難な問題を抱える若年女性等支援事業がある。
- ・若い女性でいうと、今までは困難を抱えていても相談につながりにくいということがあった。
- ・深夜の繁華街を見回り、困難を抱えているような若い女の子に対して、相談周知のカードを渡している。カードでは LINE 登録ができるようになっている。
- ・このように、若い子でも相談できる、つながることができる場を設けることが今回の事業の1つもポイントとなっている。

【委員】

- ・社会的弱者の方がみんなと同じようにチャレンジできる土台をもつには教育が一番重要だと考える。
- ・学校教育のなかではどのような課題意識をもっているか。

(事務局)

- ・人権については時代の流れで変わっていくところがある。
- ・例えば人権に関する動画を2本作っており、そのうち1本はLGBTQに関する内容を扱っている。大学の先生や当時者の方のお話を聞くような動画で、それらを先生方に校内研修で見たいだいでいる。
- ・このような形で新しい人権の問題についても対応している。
- ・子供たちへも道德の時間を中心に教育している。

【委員】

- ・ L G B T Q など新しい人権問題について先生方が勉強しながら対応していることが分かった。

(事務局)

- ・ 弁護士会にもご協力いただいていたいじめに関する弁護士派遣事業も実施している。

【委員】

- ・ 基本方針 22 頁「女性」の 5 番、生涯を通じた健康支援の最後に「学校においては児童生徒発達段階等を踏まえ、性に関する教育に取り組みます。」とあるが、包括的性教育の重要性が認識されはじめている。性暴力や予期せぬ妊娠を防いでそれぞれが自分の体のことを自分で決める力を育むということが非常に重要な意味を持っている。
- ・ 基本方針の最後のあらゆる場を通じた人権教育の推進というところで、学校教育における人権教育の推進のところでも、L G B T Q や包括的性教育についても、可能であれば、盛り込んで修正いただくと良い。

(事務局)

- ・ 承知しました。

【委員】

- ・ これまで発言のなかった委員の方にもそれぞれの分野で発言をいただきたい。

【委員】

- ・ 娘に地元の婚活イベントを進めたところ拒否され、嫁からは「よくそんなこと言うな」と言われた。
- ・ 女性は、このような交流事業に対して思いやステータスがあるため、親がやたらに交流事業を進めるのもいかなものかというところで、これが人権の綻びにつながるのかと思った。
- ・ 婚活は押しつけではなく、本人の自由意思に任せるべきものである。
- ・ そういった意味で婚活の施策は人権問題と絡んでくると考えている。
- ・ このように思いによらない事業がこれから人権にかかわってくることが出てくると考えている。
- ・ 人権擁護委員をやっている、相手に納得していただける対応はどんなものか考えさせられるこの頃である。

【委員】

- ・連携という話が挙がった。老人会でも老人家庭相談委員がおり、高齢社会で体調の悪い人、老夫婦のところ、ケアを要する人のところへ毎月赴き、その報告書を1年に1度出している。研修会も年に1度実施している。
- ・特に後期高齢の方になるほどご自分が、悪くないとおっしゃり、包括支援センターの方がケアや介護をすすめても、息子に相談しませと言われる。
- ・包括支援センターは名刺をおいて帰るが、それ以上何ができるかと考えると、なかなか難しい。
- ・私たちも家庭相談委員の方にはあまりつっこみすぎないようにと話している。
- ・男性の1人暮らしで、外を歩くこともままならないというご連絡が近所の方からあり、家庭相談委員が訪問するとご自身は「問題ない」と主張するため、それ以上どうしようもない。
- ・このようなケースが増えており、家庭相談委員も疲弊している。
- ・どこまで踏み込めばよいのか、人権の視点から考えると難しい。

【委員】

- ・ブラジル出身で日本に来て32年になる。福井市で行政通訳員として今年で14年目であり、5年前から越前市国際交流協会で務めている。
- ・福井市は越前市ほどブラジル人がいないので相談も多くはないが、福井市のよりそいへ相談に来る方は何人かいる。
- ・外国人になると、ビザや言葉の壁などがあり、外国人夫婦やDVの問題が難しくなる。となると、例えばDVを受けたとしても相談がしにくい。
- ・もし別れたらビザはどうなるのか、子供はどうなるのかなどの不安があり、相談に行くまでが壁になっている。
- ・また、国際結婚のブラジル人夫婦となると、日本で結婚していてもブラジルに届出をしている。ブラジルでの離婚は時間とお金がとてもかかる。
- ・ある方のケースだと、娘が小学生か中学生の時に離婚し、ブラジルでの離婚がなかなか成立できず、日本で過ごしていてもシングルマザーとして認められない。子供が1番お金がかかる時期なのにケアを受けることができなかった。
- ・このようなケースを想定するとブラジル人は不安で離婚することができない。もし1人になったらどうすればよいのか相談を受けたことがある。
- ・越前市ではブラジル人が多くいる。
- ・ブラジル人のかたがお店に入ると、ブラジルの音楽が流れることがある。プラス思考の方は歓迎してくれていると認識するが、反対にブラジル人を警戒していると認識する人もおり、このようなことで差別を感じている人もいる。

- ・お店の方がどのような思いで音楽をかけているのか疑問に思った。

【委員】

- ・最後の話について、お店側が善意でかけていても、受け取り側は嫌な思いをされていることもあり、気を付けなければならないと考える。
- ・DVについては、DV問題だけでも大変であるにも関わらずブラジルでの離婚手続きの問題など何重にも難しさが重なって大変な状況にあることが分かった。
- ・このことについて何か助言はあるか。

(事務局)

- ・市町のDVの相談窓口か、健康福祉センターにもDV相談センターがあるため、そちらを活用いただきたい。
- ・言葉が通じないこともあると思うが、外国語の翻訳機も相談窓口これから導入していきたいと考えている。

(事務局)

- ・県国際交流会館では、ふくい外国人相談センターを設けている。
- ・複合的に重なる問題について、どこへ行けばよいか分からないときは、外国人相談センターへ相談していただければと思う。
- ・よりフラットな形でお話しできて、18言語に対応している。

【委員】

- ・女性相談支援員の方に対しても、外国人の場合はそれぞれの国によって特殊な問題があるということを是非研修などでご理解いただけるようにしていきたい。

【委員】

- ・人権擁護委員は幼稚園や小学校や中学校相手に、人権の種をまこうという趣旨をもとに活動している。
- ・大人は、窓口の電話対応や相談対応が主な仕事で武生法務局と鯖江市役所とともに福井法務局へ来ている。
- ・法務局からの仕事として、小学校の5～6年生相手に人権のポスターの募集、中学校には人権の作文を募集している。各学校の校長先生にお願いしている。
- ・夏休みの課題としてお願いしているため、9月ごろに審査して県で表彰式をしている。

- ・私たちは鯖江市であるため、鯖江市では別の啓発事業で保育園や幼稚園に人権の花の活動や人形劇をしている。
- ・小学校に対しては4～6年生に対して人権カルタをしており、グループ内で取った札の中から1枚選んでもらい、なぜその札を選んだのか聞かせてもらっている。
- ・私はふくい女性財団も絡んでいるが、女性財団は働く女性の悩みを聞くところがあり、そこには女性相談員がいる。
- ・中学校、高校に対してはLGBTQ、デートDV、ヤングケアラーなどの指導をしており、大変好評である。

(3)その他

- ・事務局からの説明はなし

【委員】

- ・それぞれの分野で相談事業や啓発事業をされている中で、困難を抱えている方が多くいる。
- ・地域ごとにそれぞれの分野での相談が連携して困難を抱えた人に寄り添えるような体制をこれから考えていくことが重要である。
- ・以上で本日の会議を終了する。